

○大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給規則

昭和41年5月21日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津町中小企業店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給条例(昭和57年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(駐車場施設の利子補給対象)

第1条の2 条例第2条第3号の駐車場施設とは、大津町大字大津、大字室の商業地域内に建設する駐車場施設であるものとする。

(審査機関)

第2条 条例第8条の審査機関は、次のものをもって構成する。

- (1) 大津町議会経済建設常任委員長
- (2) 大津町商工会長
- (3) 大津町経済部商業観光課長

(利子補給の申請)

第3条 利子補給をうけようとするものは、店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給交付申請書(第1号様式)のほかに、条例第3条に定められた金融機関から融資を受けた、融資金証明書(第2号様式)並びに店舗新築、改装、工場機械及び駐車場設備事業計画書(第3号様式)を添えて町長に提出しなければならない。

(決定及び検査等)

第4条 町長は、前条の申請に基づき、内容を審査し適当と認めたものについて利子補給の決定をする。

2 利子補給を受けたものに対し、当該事業又は利子補給に関し必要な検査又は指示をすることができる。

(流用の禁止)

第5条 利子補給を受けたものは、その補給金を他の経費に流用してはならない。

(交付の取消等)

第6条 町長は、利子補給を受けたものが、次に掲げる各号の一に該当すると認める場合

は、利子補給の交付を取り消し、若しくは変更し、又は、すでに交付した補給金の全部若しくは、一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条第2項に規定する検査を拒み、又は指示に従わないとき。
- (2) 利子補給金を、他の経費に流用したとき。
- (3) 事業施行の方法が不適當であるとき。
- (4) 事業完成の見込みがないとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則(昭和43年4月10日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年5月24日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年7月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年4月23日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年9月16日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年3月13日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年5月29日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(平成5年1月8日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年2月4日規則第1号)

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第22号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日規則第2号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

大津町長 殿

大津町大字

氏名

印

店舗新築、改装、工場機械及び駐車場
設備融資金利子補給交付申請書

今般店舗の近代化を図るため、別紙計画書のとおり店舗の改装融資金利子補給条例及び同規則の定めるところにより交付を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 融資金証明書
- 2 店舗改装事業計画書

第2号様式(第3条関係)

第 号

融資金証明書

住所菊池郡大津町大字
氏名

- 1 融資金額
一金 円也
- 2 融資機関名及び融資期間
銀行又は組合

自 年 月 日から
至 年 月 日まで

3 融資の目的

4 融資金利率

(日歩) (月利) (年利)

上記の者は店舗改装資金の融資をしたことについて相違ないことを証明します。

年 月 日

融資機関名

印

第3号様式(第3条関係)

店舗新築、改装、工場機械及び駐車場
設備事業計画書

1 事業施行者の住所氏名

大津町大字 番地
氏名

2 事業施行の場所

大津町大字 番地

3 事業のあらまし

4 融資金計画

ア 融資先

イ 融資金額 円

ウ 融資期間自 年 月 日から
至 年 月 日まで

エ 融資金利率(日歩) (月利) (年利)

5 その他

工事設計書及び工事見積書を添付する事
利子補給算定額(役場にて記入する)